

「令和元年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会」

【事務局】ただ今から「令和元年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会」を開催いたします。委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会は保健課の角南が担当します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、お手元にお配りした資料の確認をお願いいたします。上から会議次第、配席図、令和元年6月1日現在の委員名簿、保健所運営協議会条例、岡山県真庭保健所運営協議会会則です。

なお、本日御出席の皆様には事前にお送りしておりますが、「令和元年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会資料」、別冊ですが「令和元年度岡山県真庭保健所主要事業」がございます。大変申し訳ありませんが、厚い方の資料の18ページの一部を修正させていただいております。18ページの下の方の表、上から2番目の行で、事前にお届けしたものは、健康出前講座2回、78人としておりましたが、68人が正解です。カラーのパンフレット「健康増進法の改正」というものも置いております。ない方はおられませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは開会に当たりまして、真庭保健所長の西田からご挨拶申し上げます。よろしく願いします。

【西田保健所長】皆様には、日頃から真庭保健所、真庭地域事務所、県保健福祉部が大変お世話になっております。地域の保健・医療・介護・福祉の推進につきまして平素から御支援を賜り、また、地域の安心・安全に関しましても、御尽力いただきまして、ありがとうございます。保健所、県保健福祉部の取り組みに対しまして、御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

当保健所では、乳幼児から高齢者までが安心安全に暮らせる地域を目指して、保健・医療・介護・福祉の連携体制の整備に取り組んでいます。感染症や精神保健などの健康危機の発生時には、医療機関や社会福祉施設そして市村の皆様の御協力をいただいて速やかに対応し、また発生予防にも努めています。近年は、適正な医療提供体制の確保、地域医療構想の実現に向けた協議も重要な活動となっています。

昨年の7月の西日本豪雨では、被災者支援の一翼を担っていただく病院・医療機関自体が被災するということが現実になるなど、新たな課題もあります。地域ボランティアの皆様をはじめ、保健・医療・介護・福祉・教育・行政、多様な関係者の皆様と共に取り組んで参ります。

本日は、保健所の事業実績や現在の取り組みを説明させていただきますが、管内の保健及び衛生の現状や課題、併せて保健所の活動について、委員の皆様幅広く御意見をいただく会です。日頃から地域で御活躍される皆様からの忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。

さて、本日の運営協議会は、御都合により代理の方を含め、12名中、12名の委員の方に御出席をいただいておりますことからのため、本運営協議会は成立しております。まずはその旨報告申し上げます。

なお、令和元年6月1日から令和3年5月31日まで2カ年間の任期とする委員とする方々について、本来であれば委員の方皆様についてご紹介させていただくところですが、時間の都合上、所属団体における人事異動等で交代されたことにより、今回の改選で新たに御就任いただく方のみのご紹介とさせていただきます。

まず、真庭市立小学校校長会代表の杉本様です。よろしくお願いたします。続きまして、真庭市民生委員児童委員協議会長の三船様です。よろしくお願いたします。続きまして、岡山県薬剤師会真庭支部長の湯浅様です。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。委員の皆様には是非とも活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願いたします。

続きまして、保健所運営協議会条例第5条に、委員の互選により会長及び副会長を置くこととあります。如何いたしまししょうか。特に御意見がないようでしたら、事務局からご提案申し上げたいと思います。前任期に引き続き、会長には太田市長、副会長には金田先生をご提案申し上げたいと思います。皆様いかがでしょうか。(拍手)

ありがとうございました。本日は急な御公務のため、吉永副市長が代理としてお見えですが、会長には太田市長、副会長には金田先生にお願いたします。どうぞよろしくお願いたします。

なお、今回の運営協議会におきましても、県の指針により個人情報に関する事及び公開することによって審議に支障を来す場合を除き、基本的に公開とさせていただきますので、あらかじめ御了承下さるようよろしくお願いたします。

併せて、念のためですが地震・火災等の避難経路を申し上げます。会場を出るとすぐの階段が非常階段となります。万一の際は職員が誘導いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議事に移ります。この会議では、会長に議事の進行をお願いしているところですが、本日は太田会長が御欠席の為、金田副会長に議長として議事の進行をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いたします。

【金田議長】金田です。よろしくお願いたします。太田市長が御出張にて、代理の議長として議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それではこれより議事に入ります。委員の皆様には、当地域における保健衛生及び保健所の運営に関する事項について、幅広く御意見を賜るよう、よろしくお願申し上げます。

なお、御意見・御質問につきましては、議題の(1)及び(2)の後にまとめて伺

いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは議題（１）の「真庭保健所の概要等」について、事務局から説明をお願いします。

【西田保健所長】では、お手元の資料「令和元年度岡山県真庭保健所運営協議会の保健所の概要」の２ページからお願いいたします。まず私から概要の部分を説明させていただきます。

真庭保健所は、岡山県の市町村の中で一番広い面積の真庭市と、新庄村を担当しています。岡山県保健所は、以前は１７プラス１支所でしたが、その後９保健所へ、現在は５保健所プラス４支所へと統合されています。

真庭は自然だけではなく、木質及び市民参加型家庭バイオマス事業・発電等でバイオマスタウンとして有名です。また血糖値自己採血針（世界トップシェア）、新木質建材 CLT、食品色素等々で有名な会社・工場があります。カジカ蛙等にも癒されます。

真庭保健所は、総勢１８名です。真庭保健課（地域保健班と保健対策班）と真庭衛生課があります。３ページは、真庭保健所管内の人口等の概況です。現在、人口が減少しています。管内人口は４万５千人台です。次に生産年齢人口です。１５歳から６４歳ですが減少しています。しかし今は、６５歳以上の方でも働いておられる方も少なくありませんので、この生産年齢人口という概念は、今では適正とは言えません。

次ページは、出生数及び出生率の推移です。平成２９年で出生数は２９８人です。人口１０００人当たりの出生率は６．５です。合計特殊出生率ですが、これが２を少し超えていないと人口が減少してきます。管内は１．８３です。岡山県（１．５２）、全国（１．４３）と比べると高い値を維持できています。

死亡数及び死亡率の年次推移です。人口１０００人当たりですが、平成２９年の死亡数は７６２人です。死亡率は１６．７で、県（１１．３）と比べてかなり高い値ですが、高齢化が進んでいるためです。次に出生数及び死亡数の推移です。出生数が３００人前後、死亡は７００人台です。

６ページ上のスライドは、平成２９年の主な死因の内訳ですが、悪性新生物・がん、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎の順となっています。全国的には昨年、老衰が３番に上がりましたが、真庭圏域では高齢化が進んでおり、老衰が既に３番に上がっていました。老衰の定義によっても変わってくるのですが。

次のスライドは、主な死因別死亡率の年次推移で、悪性新生物、心疾患は増加し、脳血管疾患は横ばいです。しかし、これは粗死亡率ですので、ここにはありませんが、高齢者人口割合増加を考慮して調整した「年齢調整死亡率」でみた場合は、上位３疾患では減少しています。

平成２９年の悪性新生物・がんの部位です。１番は気管支肺がんで、次に胃がん、膵がん、大腸がんという順になっています。乳がん子宮がん以外は、主に高齢者、６０代以上に多いという状況です。それから脳卒中（脳血管疾患）では、脳梗塞、脳内

出血、くも膜下出血の順です。以前は、脳出血が多かったのですが、日本人の、ご飯と漬物という食生活から、脂質・蛋白質が多い食生活に変わり、脳梗塞が増えました。生活習慣・環境により大きく変化しています。

8ページは、自殺死亡率の推移です。真庭管内では、年間の自殺者総数が、12人前後となっています。ですから、自殺死亡率が多い・少ないは、一概には論じられないかもしれませんが、全国や岡山県に比べて、やや多い状況です。男性の方が多いのは全国的に同じで、管内では男性が約3倍です。自殺対策では、真庭市さんも大変力を入れて進めておられます。

次に、令和元年度の真庭保健所の主要事業です。高齢化率が非常に高く、超高齢化の社会、生活習慣病の予防や心の健康、新型インフルエンザなどの新しい健康危機に対する対策、食の安全・安心への対処等が課題となっています。それらに対して、地域の保健・医療・介護・福祉・教育等の関係者全てが適切に連携し、質の高いサービスを切れ目なく提供し、皆が健やかで生きがいのある、安心して暮らせる地域になるように取り組んでいます。

主要施策ですが、地域における医療提供体制の整備、そして地域包括ケア体制、心と体の健康づくり、生活衛生対策の推進、障がいのある人たちへの地域生活支援、そして子育て支援・少子化対策の推進等です。そして主要事業として、真庭保健所では第8次保健医療計画の推進、健康づくり、健康危機管理対策、安全・安心な生活衛生の推進となっています。

「第8次保健医療計画」ですが、岡山県の第8次保健医療計画は、岡山県政の最上位の計画とされます「新晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえ、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立って医療情報の提供や疾患の予防から治療・リハビリテーション・介護まで、より良質なサービスの提供の確立を目指すことを基本理念としています。令和5年までの6年間の計画で、3年目に中間見直しを行うということになっています。

次は、真庭圏域地域医療構想調整会議です。真庭圏域の医療提供体制を将来にわたり確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けて関係者の方々と協議調整を行っています。委員として、医療・介護・福祉・警察・消防・保険者、そして地域の方々にも加わっていただき、話し合いをしています。そこでは、公立病院や医師会の先生方には状況報告をお願いし、結果を持ち帰っていただき、次回には、また御意見いただくというようにしています。公立・公的病院の再検証ということでは、先日新聞発表もあり、岡山県も公表されました。

そして保健医療対策協議会、地域医療構想の開催状況ですが、平成29年は合わせて5回行っています。平成30年は地域医療構想調整会議を、分科会を含め4回行っています。以上です。

【石原保健課長】私の方からは、真庭保健課の事業につきまして説明させていただきます

ます。お手元の資料では12ページからということになります。スライドも随時見ていただきながら、説明をさせていただきたいと思えます。

最初に、主要事業の一つであります健康危機管理対策についてです。健康危機管理対策としましては、感染症・難病・精神保健対策という大きな3つの対策がございます。管内の関係者の方と平常時から顔の見える関係性を大事にして、感染症発生があった時、難病とか精神保健などで患者様だったりその周辺の方の健康が脅かされたりした時に、御相談とか内容とかを速やかに適切に行うための、また、そうならないための、あるいは再度繰り返さないための予防的な関わりということが出来ていくような体制作りという視点で進めております。この13ページの上につきましては、29年度の全体像、そして下の方は今年度の大まかな計画ですが、個別には次の14ページのところから説明をさせていただきます。

感染症対策です。結核につきましては、30年12月末現在の登録患者さんが6人、30年1月から12月までの1年間での新患の患者さんが5人となっております。医療機関で結核と診断されましたら、保健所に届け出ていただきまして、保健所では保健師が御本人の治療完遂の支援とか、家族とか関係性の濃い方への接触者の感染がないかどうかの検査であるとか、さらに感染をしないようにといった対策を行っております。また社会福祉施設で集団感染が発生した場合、死亡者とか重篤な方が発生をした場合には、保健所に届け出をしてもらうことになっております。保健所の方に届け出がありましたら、保健所の担当で感染拡大防止のための指導に施設に伺ったりして対応をしております。昨年度はインフルエンザが5施設、ノロウイルスが1施設ございました。またエイズなどの感染症対策としましては、保健所では匿名、無料での検査を定例的に行っております。当保健所では毎月第3火曜日に予約制で行なっております。今年度は6月のHIV検査普及週間、それから12月1日の世界エイズデーを中心にした時期に夜間検査という事で、定例外の検査も行っております。

下の図につきましては本年度の感染症対策の全体像となっております。後ろの方に三角形が見えますが、一番下の方から一次予防という事で広く皆さんに普及啓発をし、情報提供し、あるいは関係者の方に研修会などを行います。今年度につきましても老人ホームとか老健施設、デイサービスなどの高齢者の入所・通所の施設ですとか、保育所・幼稚園・こども園などでの集団発生予防とか、発生時の対応についての研修会を開催することで準備を進めているところです。次に真ん中あたりの所が、早期発見、早期治療のための相談とか検査といった二次的予防といえます。患者さんの健康管理や指導などの三次予防としましては、医療機関とか薬局、社会福祉施設、市町村、市村などと連携をして個別の対応を中心にやっているところです。

15ページの上になりますが、結核となります。最近の新患の方、新しく結核で登録をされる方は高齢者が非常に多くなっております。高齢者の方にも「結核検診っていうのが大事だから受けましょう」ということ、それから「実際に二週間以上咳が続

いたら結核も疑って、自ら受診をするように」という事をお伝えしているところです。先程もございましたが、結核と診断されましたら、保健所に届け出をしていただきまして、治療については保健師が定期的にお薬きちんと飲んでいるかという事でDOTSという言い方をしておりますが、定期的に訪問をして行っております。中断せず完遂していただくためには主治医の先生、それからお薬を出していただいている薬局、それから家庭訪問をしている訪問看護師さんとか介護のヘルパーさんであるとか、そういった支援者、在宅支援の支援者さんなんかとも一緒に進めているという状況です。

次が難病対策になります。30年度、昨年度の実績については、資料を御覧いただければと思います。

事業については、次ページの図の方で説明をさせていただきます。図の縦の方に線が立っていますが、①②③という事で3本柱が立っております。難病対策はこの3本柱で進めております。1つ目の福祉施策の充実につきましては、市村の障害者福祉計画の中にも難病対策というのをに入れていただいておりますが、そういった福祉的な支援と常に連携をしながら行っている状況です。福祉用具の使用であるとか、障害のある方の支援者としての対応というのは、非常に心強く一緒に活動をさせていただいております。2本目の柱の保健・医療・福祉の充実と連携につきましては、難病患者さんの集いというのをを行います。上の方から少しずつ説明します。難病患者さん、家族の方にお集まりをいただいて病気であるとか、それから暮らし方であるとか、そういったところの情報交換をしたり、本年度は災害に備えようという事で防災士の方に対応をしていただきましたし、2回目についてはリハビリの方の担当の先生に来ていただいたりしております。今年度2回目は11月22日に予定をしているというところです。そして保健所が今、特に力を入れて進めておりますのが災害時の支援という事です。難病患者さんが災害発生時の避難といったところを速やかに行うための取り組みという事になります。特定疾患の受給者の方で人工呼吸器とか在宅酸素などの医療機器、あるいは電源を使うような機器を使っておられる方もいらっしゃいますが、そういった特に配慮の必要な方についてリストと申しますか、名簿を作っております。御本人の了解が取れている方については、真庭市の担当課に提供し共有して、いざという時の安否確認ですとか支援というところに努めております。新庄村の方につきましては、これに該当をする方がいらっしゃらないので、リストというところでは真庭市の方と共有をさせていただいているところです。3本目の柱の医療費等の助成につきましては、現在333疾患が対象疾患となっております。管内では3月末で361人の方が受給をされておられまして、毎年6、7月には更新がありますので、更新の時に保健所に来ていただいています。保健所に来ていただいた時には生活上の困りごとであるとか、医療のことであるとか、いろいろな御相談があるのですが、先程の災害時の対応のことについても個別にお聞きをして、また必要な方については先程のリストの方に上がっていくとか、あるいは「療養生活のことでもたお家に行って相談し

ましようね」っていうことで保健師が訪問をしているというような方もおられます。

次が精神保健福祉です。令和元年度の取り組みは右の上の方に図です。これも先程の感染症と同様に一次予防・二次予防・三次予防という視点で取り組みを行っておろ、それらは全て管内の関係者の皆様方と一緒にを行っています。主なものとしてサービス調整会議につきましては支援者、支援に関わっている医療機関であるとか福祉機関である相談機関であるそういった方々、それから御本人さん家族さんなどと一緒にいわゆる在宅ケース会議というか、担当者会議といいますか、在宅生活を継続する為にはどうしたらいいかというふうな話し合いをしていることが多くなっております。緊急対応というのがございますが、23条といいますのが警察官通報ということで、警察の方からの通報、24条といいますのは検察官通報ということで、罪を犯して検察庁に送られている方で、この方がおられますという連絡が入ってくる場合がございます。真庭保健所管内では幸い頻発するというような状況ではございません。ありがたいことです。調子を崩されて、ちょっと気になるんだけど…っていうような状況で本当に周囲の方々、ご近所の方の場合もあります。先程の警察の方も個別に対応をしていただいている中で、あるいは市や村の保健師さんであるとか相談員さんであるとか、あるいは医療機関であるとか、そういった方々が比較的早い段階で、だいて通報というような形になる前に御連絡をいた、一緒にお話をお聞きしたり受診援助をしたりというようなケースもございます。それからそういったことが出来るようにということで、関係者とのネットワーク作りにも力を入れております。警察の方、医療機関、市村、相談支援事業所などの皆さんと、日頃から顔の見える関係を作るということで、皆さんでお出合いをする会議を設けさせていただいております。

それから、地域移行でございます。地域移行といいますのは精神科の医療機関に長期入院となっていらっしゃる方の中に、病状的にはもう退院して在宅生活ができるんだけどなかなか在宅に帰れない。その理由はいろいろありますが、御本人さん自身も病院以外の生活にイメージが出来なくて不安だという方、家族関係が変わっているということもございますが、いろいろな理由で退院が難しくなっていらっしゃる方が一人でも退院できるように関係者で在宅に向けて、少しずつ一つずつ課題を解決していく取り組みになります。

アウトリーチは、良く似てはいるんですが、精神科医療機関のドクターや看護師さんなどと保健所、市町村の方も含めて、チームとなって退院の前から退院後の生活支援、家庭訪問などを継続して行っております。現在真庭保健所管内にお住まいの方では、向陽台病院、希望ヶ丘ホスピタル、積善病院、の県北3病院にそれぞれ一事例ずつございまして、一緒に取り組みをしている状況です。

それから専門相談、保健所の相談事業がございます。心の健康相談については精神科の医師が対応をしています。思春期相談は臨床心理士さんをお願いしております。思春期と言っておりますが、青壮年期も含めてひきこもりであるとか、社会と上手く

関われないといった相談もお受けしております。40代ぐらいの方で就職も含めた相談を利用されている方もいらっしゃいます。お酒のお悩み相談・酒害相談ですが、真庭地域はアルコールが大変身近にあって、場合によっては子供の頃からお酒が飲みやすく、飲んでしまう文化があるかなあという話が時に出てきますけれども、そういった社会環境のある中で断酒新生会の皆さんが相談員となって、保健所で相談をしてくださっています。「よう飲むお父さんは来んのんじゃけど…」とって、お母さんとか奥さんとかそういった方だけで「どうしたもんかな」と相談に来られるようなケースもありますし、市村の保健師さんとか相談員さんが相談にお見えになることもあります。

次は健康づくりの推進です。保健所は第2次健康おかやまセカンドステージを推進しております。真庭市には健康づくり実行委員会に参画、新庄村には昨年度は健康づくり計画の見直しというのがございましたので、その支援という形で関わらせていただいております。健康生活環境整備は、1つは「栄養成分表示の店」登録事業を栄養士会と協力をして行っております。たばこはまた後で説明をいたします。それから給食管理者、給食施設の管理者の研修会、従事者の研修会ということで、衛生管理それから食育にも配慮した食事の提供などの研修会を行っております。また最近よく話題になっておりますが、虚偽誇大広告とか食品表示の基準などについても、六次産業とかそういった所もございますので、保健所の窓口の方でできる相談を対応させていただいております。

18ページですが、食育の推進につきましても後に説明いたしまして、がん対策につきましても市や村の方に、国や県の方針が少しずつ変わったりしますので、そういった方針をお伝えしながらそれぞれの検診の受診率の問題であるとか精度管理の問題などに、一緒に考えていくという体制を取っております。国保のヘルスアップ事業といいますのが、(市村では)国民健康保険の医療費のデータ、健診の結果、受診率などから見える課題に対して、今やっている事業をもっと効率的、効果的にするには、というような事を考えて進めていらっしゃいますが、保健所でアドバイザーさんをお願いしまして、その方に一緒に入っていていただいて検討を行ったというものです。それから働き盛りの健康づくりということで、地域・職域保健の連携事業として事業所に出掛けての出前講座も行っております。住民の方の健康づくりには愛育委員さん・栄養委員さん等の活動が非常に大切であると認識しております。保健所は管内連合会の事務局を担当しております。市村地域での活動が充実するようにリーダー育成の研修会などを行っております。以前は愛育委員さん栄養士さんと言えば女性という事で、地域のお母さんでよかったんですけども、最近では男性の委員さんもおられます。資料の修正になりますが、15番の愛育委員・栄養委員の合同研修会のところが、「地域のお母さんがすすめる」となっておりますが、現在は「地域ですすめる健康支援事業」と名前を変えて更にすすめております。いずれにしても地域の愛育委員さん

栄養委員さんが「こんにちは元気ですか」とか「地域の大事なあなたとか、あなたの家族を大事に気にしていますよ。私達委員へ声を掛けてね」といったような子どもさんから高齢者の方までに言葉でメッセージ、寄り添いということもありますが、いわゆる声かけ活動につきましては今も昔と変わらず大事な活動として取り組んでいただいているところです。

19ページはたばこ対策です。健康増進法の改正によりまして、今年の7月から官公庁や医療機関などの公的機関の敷地内禁煙が義務付けられております。真庭保健所管内では保育所や幼稚園・学校・病院・歯科医院・薬局・行政機関・新庄村の庁舎といった所も新しい健康増進法に基づく申請をいただきまして、認定が現在管内で55件できております。来年の4月からは飲食店などでも原則、屋内禁煙というふうにごんごん進んでおります。保健所としましては商工会に、認定に必要な条件などのチラシをお配りして、ぜひこの事業に取り組んでくださいという周知活動もしておりますし、認定の届け出につきましては保健所が受付の窓口でございますし、認定を受けるにはどうしたらいいのかとか、この条件でいいのかなといったような相談もお受けしております。

「元気がすてき栄養展」ということで栄養委員さんとか栄養士会の真庭支部の皆さんと協力して生活習慣病予防の食生活の普及事業を行った時の写真を載せております。今年は子どもさん方にも参加いただきたい、親子で参加をしていただきたいという事で、8月27日になったんですが、夏休みの時期にマルイのアルティ店で開催をいたしました。約100人の方の参加をいただいております。

20ページになります。健康づくりの推進というところで、これが上下で今年度の活動、取り組みの一覧となっております。大きく昨年度と今年度とで変わる事はございません。先ほど健康面の事も含めて、説明をさせていただきましたが、保健所としましては、子どもの頃からの健康習慣の定着、健康づくりの意識を高めていく事が必要、重要ということで、その視点での取り組みをしております。力を入れておりますのが、たばこ対策です。先ほどの認定、それから喫煙防止の教育の取り組みです。それと地域食育の推進協議会です。平成19年ですからもう10年以上にはなりますが、管内の関係機関、関係団体が協働して取り組もうという事で立ち上がった会議でございます。皆様方にも参画をいただいていると思います。昨年度、真庭の食の課題は大人にしても子どもにしても4つあると。「よく噛む、高血圧予防、運動不足、それから真庭の食の恵みの活用」です。その4つのポイントがあるな、この4つのポイントを押さえながら、皆で進めていこうということでポスターを作成しております。皆様関係機関にも、そのポスターは持って帰っていただいているかなと思います。今年度はこのポスターを活用して、同じものを目標に健康寿命を延ばすための食育の実践という事で、啓発をしていこうというふうにしていただいております。

21ページのところにあります「元気が素敵！健康真庭の実現」これが真庭地域で、

関係団体の皆さん、市村も含めて皆で同じ方向での健康づくりを従来から進めているということです。

次が母子保健活動になります。実績につきましては資料を見ていただきまして、また22ページのところに三角の図があります。下の方の色の薄い所、三角形では土台となっている部分が、健康群というふうに見ていただけたらと思います。全ての子どもさんや全ての子育て家庭あるいは地域の皆さんを対象にした活動、取り組みというふうなイメージです。主には市村や愛育委員さんや栄養委員さん、ある時には子育て支援という事で民生委員さん、民生児童委員さんなんかにもご協力といいますか、一緒に活動をしている部分かなと思います。

少し色の濃い真ん中の部分で、育児不安とか虐待ハイリスク群というふうになります。少し心配なところですかね。そこに保健所的には妊娠中からの気になる母子支援事業という事で、医療機関と早期に連携が取れる取り組みをしております、保健所が子どもの心と体の総合相談というような相談事業、小児の慢性特定疾病の申請ですね、子どもの難病と言いますか…小児といっても18歳とか大きくはなるんですけども、子どもさんを中心にした特定疾患の申請窓口、それから生まれたての赤ちゃんの先天性代謝異常の検査といったような早期に発見をして、早期に適切に対応ができるような取り組みということで行なっております。医療機関や市村の皆さんと連携をした切れ目のない支援というところもここでも気をつけて頑張っているところです。

そして一番上に小さく三角形が色が濃くなっております虐待群というふうになっております。ここで虐待としておりますが、保健所の方は虐待予防という視点の中で取り組みをしております。児童虐待については大変にショッキングなニュースも続いたりしますが、保健所としては市の要保護児童対策地域協議会への参画とか、個別のケース支援といったところに協働で入らせていただくという事があります。こうした取り組みを効果的に効率的に進めていくという事で、一番下の横長の四角にあります母子保健評価事業として、データを見ながら市村の皆さんと体制がどうだ、どうかねっというような話をしていたりする活動をしております。

次が歯科保健ということになります。保健所の方では29年、30年度の2年間「真庭の子どもたちの歯を守ろうプロジェクト」に取り組んでおります。効果的な乳幼児の虫歯予防を継続して推進するためには歯科保健の専門家である歯科医師、歯科衛生士それから保育士とか愛育委員さん栄養委員さんといった子育て支援に実際に関わっていらっしゃる方、行政の方、そういったいわゆる地域全体で取り組む事が必要となっています。こういった方々を対象にした研修会、保育所の方に出向いての出前講座などの活動を行っております。

23ページの上のところにグラフがございますが、下のグラフが3歳児健診でのむし歯の罹患率です。青色が真庭です、赤色の点々が岡山県全体です。真庭では取り組

みをずっと続けてきておりまして、段々に減少をしておりますが、県全体に比べると高い状況は変わっておりません。このようなところから非常に危機感を皆様方とお話をする度に持つのでございますが、昨年度の取り組みにつきまして、愛育委員さんや栄養委員さん、市村やそれから医療機関皆様方と、協力した取り組みを継続して取り組んでいくということを念頭に置いて進めております。

最後の項目になりますが24ページです。地域包括ケアシステムの構築、医療と介護の連携でございます。真庭保健所においてはこの地域の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みといたしまして、29年度から地域在宅医療連携体制の推進事業に取り組んでおります。昨年度は医師会や看護協会、ケアマネ協会などの在宅療養に関わる多職種の皆様さんと課題を改めて共有して、研修会とか懇談会を開催いたしました。また一般の地域の皆様方にも同様に、同じように一緒に考えていこうということでリーフレットを作成して、セミナーも開催したところです。今年度ですけれども保健所としましては、医療・介護を必要とする高齢者が自分らしい暮らしを最後まで続けることができるということを目標といたしまして、退院後を支える在宅医療及び介護の充実を図るため、市村が展開する地域包括ケアシステムの構築の支援とともに、医師会とか地域・医療・介護に関わる従事者などと連携いたしまして、在宅療養にかかる体制整備をさらに充実していきたいというふうに考えております。本年度につきましては、自らの健康及び人生の最終段階における過ごし方ACPという言葉をお聞きになっていただいているかと思いますが、アドバンス・ケア・プランニングとか人生会議とか言います。そういったことをテーマといたしまして、このスライドに書いております四つの事業に取り組んで参る所存でございます。大変長くなりましたが、早口で申し訳ございませんでしたが、保健課の事業につきましては以上となります。引き続き御協力の方をよろしく願いいたします。

【廣井衛生課長】真庭衛生課の廣井です。よろしく願いいたします。真庭衛生課の業務は25ページの下の方にありますように、食品衛生関係業務、生活衛生関係業務、薬務関係業務の3つからなっております。それでは順に昨年度の事業報告と今年度の事業計画について説明をさせていただきます。

まず、26ページの下のところの食品衛生関係業務についてご説明をさせていただきます。この業務は法律で事前に計画を策定してそれを実施し、その結果を公表するように定められております。また計画の策定に際しては、パブコメを行い、県民の皆様のお意見を反映するようというふうに決まっております、かなりオープンなものとなっております。ですので、この会で御意見をいただきましたら、県庁に伝え来年度の計画に反映をさせたいと考えております。昨年度の結果ですが、施設数2,155に対しまして、監視1,047件の監視を行っております。その中の重点施設ということで、社会的に影響の大きい施設86件を監視しております。

続きまして27ページの収去検査に移ります。収去という言葉、ちょっと馴染みの

ない言葉かと思いますが、食品を販売製造している施設から無償で商品をいただき、持って帰って検査できるように法律で定めてあります。その検査を255件行っております。また、検査方法がはっきり確立されていないものにつきましては、試買検査という形で、買い上げて検査を行っております。これが37件行っております。

それと27ページ下の方ですが、BSE事件の後、食品の安全推進という事で、リスクコミュニケーションということがよく言われております。そのリスクコミュニケーションということで、食品衛生講習会、食中毒予防の啓発、あと食の安全相談窓口を設置し相談を受けるというふうな事業を行っております。講習会の方は16回490名の方に御参加いただいております、そのうち体験型ということで、講習会の中で皆さんに体験していただく、最近は感染症的にも話題になっています、手洗いをしていただくということで講習会を主に行っておりますが、4回と71名の方の参加ということで行ないました。

ページをめくっていただきまして、28ページの方の上の方ですが、今年度の食品衛生関係業務の計画です。1番食品衛生関係施設への監視指導ということが、挙げられています。2番目食品等の試験検査、収去検査、さきほど御説明しました試買検査などを実施していくというふうなことになります。このへんは毎年度おこなっている事業になります。3番目は消費者食品事業者への啓発という事で、①改正食品衛生法の周知というものを行います。これにつきましては、この10月9日に政令が出まして、食品衛生法の改正を、令和3年の6月1日までに完全施行するというふうに決まりましたので、それまでに食品衛生法の変わる内容について、業者の方または消費者の方に周知していくという事業を行うこととしています。②につきましては、①の食品衛生法の改正に絡む内容ではございますが、HACCPに沿った食品衛生の衛生管理の制度化というものが、改正の中にうたわれておりますので、それを業者の方に周知徹底を行い、それへの対応の支援を行いたいと考えています。この支援の為に、この火曜日と水曜日に商工会さんの御協力をいただきまして、管内で講習会、支援講習会を実施しております。今後も講習会を実施していくよう計画をしておりますので、それを中心にやって行きたいと思っております。これが今後2、3年の衛生課の中での中心となる事業と考えております。あとは、③の方は講習会、食中毒予防の啓発、④食の安全相談窓口の相談対応ということを計画しております。

次に生活衛生関係業務についてですが、こちらにありますように生活衛生営業関係の監視、あとこちらの管内ですと、温泉施設等がたくさんありますので、レジオネラ対策ということが挙げられます。それと、浴槽のプールですね、プールの衛生の対策というのが挙げられております。監視件数につきましては、こちらにありますように、理美容関係が87件、公衆浴場関係が16件、旅館業関係が38件。レジオネラ対策ということで、浴槽の水を持ち帰り、問題ないかということの確認のために21施設に立ち入り、検体を50件、取って検査を行っております。プールにつきましてもこ

ちらのあるような数の検査を行っております。

29ページの方を御覧下さい。今年度の生活衛生関係業務の計画ですが、1番はやはりレジオネラ対策、温泉をたくさん管内に持っておりますので、レジオネラ症の発生がないように、レジオネラの対策を取っていくというのが1番に挙げられます。あとは例年どおりの事業を推進していきたいと考えております。

最後に薬務関係業についてです。昨年の実績としまして、薬務関係の監視が243件行っております。毒劇に関する監視ということで46件。あと献血事業にしましては、献血者は住所別で1863名、献血車の方は22台来ているというふうな状況になっております。

30ページの方ですが、麻薬・覚醒剤等薬物乱用防止対策が挙げられます。薬務の事業にしましては、薬局等への監視というのも重要な事業ですが、最近ではやはり一番重要というところ、麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止対策というのが挙げられるかと思っております。御存知のように、自然に生えている自生のケシというのがやはりありますので、それを抜いて除去するということが必要になってきます。昨年度のけしの除去は、こちらのように10ヶ所、357本、春の時期ですけれども、抜かせていただいております。あと、この薬物乱用防止対策の1番の目玉になります、ヤング街頭キャンペーンを30年の6月27日真庭高校の落合校地と久世校地の2ヶ所で実施させていただいております。今年度の事業計画ですが、例年どおりですね、こちらにあるような4つの柱で事業を推進していきたいと考えております。以上でございます。

【金田議長】ありがとうございました。以上で議題の(1)岡山県真庭保健所の概要等について、(2)平成30年度岡山県真庭保健所業務実績及び令和元年度業務計画について御説明をいただきました。ありがとうございました。委員の皆様から御意見・御質問を伺いたいと思っております。どなたからでも結構ですので、ぜひ活発な御発言をお願いいたします

【小倉委員】説明を聞きながら、ちょっと気になった事がありますので、2,3お尋ねしたいと思っております。この自殺率が結局、全国とか県よりもレベルが高いというのは、これは断酒会も行われていると伺いましたが、なんか特徴的な事があるのかどうか、それに対して対策はどうされるのか、よろしかったら個人情報もありますので、そこに掛からない範囲内の御説明をいただければと思います。

それからお話にもありましたようにこの地域医療の構想ですね、数をだいたいこなしておられると思うんですけども、県の関係者を交えての会議が行われておりますが、今回新聞発表がありましたように、地域医療構想、真庭の場合はそのリストには上がってないわけですが、やっぱり今後は少子化とか過疎化が進むと当然、この病院等の問題は非常に重要な意味を持つてくると思うんですけども、今回のリストには真庭圏域は上がっておりませんが、今までの会議を通して今後どのような状況になるのか、なり得るようなのかあるいはそれに対して、公的病院が全国で8000、その中で民間病院

が7割を占めておるように聞いております。そうした中で真庭の場合でも、金田先生が中心に地域医療をしっかり守っていただいているし、機能強化を連携しながら図ろうということで非常に先進的な取り組みをしていただいております、非常にありがたいわけですが、しかし、今後の人口動態、あるいは社会状況によって、どうなっていくそうなのか、それに対してどういう手を打とうとしているのか、教えていただける範囲内で結構でございますので、教えていただければと思います。

それからもう一つ食品衛生で、この「あなたの食生活をお支え隊」というのは具体的にどういうことをされようとしているのか、「まちなか講習会」こういうのは真庭圏域で取り組んでおられると思いますが、あまり今まで新庄村でも聞いたことがないような文言なので、具体的にお話をいただければと思います。

それからもう一つ最後にお話がありましたHACCPが61年の6月から御存じのように義務化されますが、その中でこの収去検査ですね、食品等のこれとの関係は何かあるのかどうか、HACCPの問題は非常に重要でございますので、例えば工場を持っておられる人たちは非常に気になると思いますので、どんどん積極的に呼びかけていただいて、研修とかを本当に数をまさに重ねて御指導いただく、こういうことが非常に重要ではないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、今後どういう計画、行動アクションのことが考えておられるのかどうか、そこらあたりを教えていただければと思います。

【金田議長】はい、ありがとうございます。4点のお話があったと思います。まずは、真庭の自殺の特徴、それから地域医療構想が2番目、3番目が食生活のお支え隊、それから4番目がHACCPの問題。まず自殺に関してはいかがでしょうか。私が真庭市要保護児童地域対策協議会や健康づくり実行委員会に参加すると、真庭市の自殺の状況を市のデータを分析して報告していただきますが、真庭の特徴は高齢者の病気を苦にした自殺が多い傾向にあるということでした。

【西田保健所長】自殺死亡率は、国・県は減少傾向です。真庭圏内の年間の自殺死亡者数は、十数人ですので、統計的に全国や県の自殺死亡率と比較できるかどうかということはありません。金田先生が言われましたように、高齢の方の病気・健康問題等が原因として多いということはありません。圏域では高齢化が進んでいることもあります。全国的に男性が多いのは、経済問題・失業等も関係しています。

それから地域医療構想ですが、圏内で唯一の公立病院である湯原温泉病院が再検証要請から外れたのは、車で20分以内に他の病院がないということです。もう一つは、へき地医療の拠点となっていることです。圏域・圏域周辺の診療所へ、主に湯原温泉病院から、そして金田病院や圏域外からも診療に来ていただいております。湯原温泉病院が、やはりずっと真庭北部地域の診療所を支えてくださっているというところがあります。

今後の課題は、公立病院も私立病院も同じだと思います。日本に先駆けて真庭市は

人口が急速に減少しています。真庭の中でも北部は特に高齢化が進んでいます。真庭圏域北部の医療福祉を湯原温泉病院が守るという役割を果たしています。

しかし、救急等も含めて公的な役割を果たしている私立病院も多いですので、国は、公立病院が率先して適正な病床・機能へと再検証をすることを、今回また改めて言ってまいりました。今後は病床数等も含めて、議論していかなければいけないと思います。

【金田議長】地域医療構想の目指すところは、人口が減っても、医療機関経営が成り立ち、地域医療が持続可能な仕組みを作っていくことだと思います。私は個人的には、適正規模にダウンサイジングすることと、近くの医療機関と機能分化・連携していくことではないかと思います。2002年に始まった旧落合3病院長会は、2012年からは真庭3病院会に改組し、毎月開催し今月で第186回になります。また、2010年からは、落合病院金田病院連携推進協議会という、最も近い両病院の経営幹部が毎月集まって、お互いに勉強し課題を話し合う会議を、計76回開催しています。地域医療構想アドバイザーの岡山大学医学部医療政策・医療経済学浜田教授が毎回ボランティアとしてご参加くださっています。

地域医療が継続するためには医療機関の経営が継続する必要があります。このように適正規模化しつつ、連携して効率的な医療提供体制を目指して民間病院が自主的に動いているというのが、真庭の特徴ではないかと思います。例を挙げますと、私共金田病院では自主的に病床をすでに半分ぐらいにダウンサイジングしてきましたが、更に人口減少が進んでいます。一方、落合病院の許可病床は173床ですが、現在行っている新築移転工事後は135床にダウンサイジングされます。落合病院金田病院連携推進協議会の中で出た話として、将来2040年になったら真庭の人口は32,000人になるわけですよ、「32,000人になったら、我々どうなりますかね」という話が出たんです、もう何年も前ですけど、両病院の幹部が集まって、岡大の浜田教授もおられました、全員が笑いながらこう言われたんです。「それは一つになっているでしょう。」と。心も体も一つになる時代が来るかも知れないという予測が、我々の中では薄々感じているわけです。最近の大きい出来事は、落合病院が今回新築移転されるのに、電子カルテを新たに入れるんですけども、その電子カルテを全国の中小病院では全国シェア1位、全病院では全国シェア2位の、金田病院と同じソフトウェアサービスの電子カルテを導入してくださいました。これは将来、本当に心も体もひとつになるような時代がもしきても、その時に多額な経費がかからないようにしようという落合病院幹部の皆さまの英断があったと考えます。産業医大の松田晋哉教授の今年の講演によると、真庭地域では、外来は今後3割減り、入院が今後2割減ると言われています。地域の医療機関経営が成り立って初めて医療機関が存続でき、地域医療が成り立ち、地域が成り立ちます。将来を見据えた医療資源の適正配置に向けての地域医療構想調整会議の役割は大変重要なものと考えます。私たち医療機関が生きる道

も、地域医療構想も、目指すところは一つではないかと思えます。持続可能な医療提供体制を地域毎に作っていくことによって、将来にわたって医療機関の経営が成り立ち、地域医療が継続し、地域が存続するためには、不可欠なことではないかと考えます。

【石原保健課長】失礼いたします。17ページの4番の食品表示関係事業のところですが、「栄養成分表示見とく（得）事業」とか「お支えし隊」とか「まちなか講習会」は、県が作った事業名でして、「あなたの食生活をお支えし隊養成講座」というのは、実は栄養改善協議会のリーダー研修会をこの事業名で行っております。栄養成分表示の見方とか活用の仕方を、栄養委員さんたちに勉強していただきまして、それを地域の食生活についてのサポーターとして普及をしていただく事業です。

「まちなか講習会」というのは、栄養成分表示を上手に見て、上手に活用することが、あなたのお得になりますよという事業なんですけど、これはさきほど少し言いました、「元気がすてき栄養展」を毎年やっておりますが、商業施設に来られたお客様に対して、これも栄養改善協議会の皆さん、栄養士会の皆さんと協働して行っております。地域の中で栄養委員さん方が、健康祭りなどでも、同様にさせていただいていると考えております。補足が会長さんの方でございましたら。

【片岡委員】失礼いたします。「まちなか」っていうのが、いろいろと会を開催しましても、なかなか会場に来ていただけない方を対象に、街の中で講習会っていう形で、お客様の中で暇な方はいらっしゃらないんですけども声かけをして、「こういうことは御存じですか」とか、「こんなことやっていますか」とか、いろんな声をかけて、少しでも多くの方に食生活の改善をしていただくという活動をしております。

【廣井衛生課長】HACCPのお話ですが、御質問にありましたHACCPと収去の関係ということなんですけど、HACCPの説明をすると長くなるのと、宇宙食に関する話がよく出てきます。検査に関して言いますと、電化製品ですと、完成したものすべてに電気を通して間違いないかを確認して出荷されている、全検査（完成品すべて検査）されて出荷されていますが、食品の場合は御存知のように全検査してしまいますと全部検査に使ってしまい、出荷するものがなくなってしまうということになってしまいます。ですから、それ（全検査）に代わるような科学的な形での管理の仕方ということでHACCPっていうものが開発されております。HACCPをすともう検査はしなくていいんじゃないかというふうに取り入れる方もいますが、決してそうではなくて、やはり検査による最終的な確認（完全なる安全の確認）っていうのは必要になりますので、それは続けていかなければなりません。ですから、収去検査というのは行政検査であり、安全であるっていうことを県民の方、国民の方に証明するという事を担っていますので、やっていかなきゃいけないものと思っております。ただ、その頻度ですね、例えばこれまでは100個に1個やっていたのを、HACCPを導入する事によって、1万個に1個とか、そういうふうな形で検査の回数を減らしていけ

るのかなと考えております。それとあとHACCPの導入についてなんですが、この導入については大手の方が、国際基準に基づいて道筋が決まっていますので、すみません、GATT（ガット）で決めておりますので、それに基づいてやるということになるのですが、食品の場合ですと、中小企業が多い業界なので、大部分の中小の方、食品営業者の大部分の方は、もう一つのやり方ということで、団体、業界団体が手引書というものを作成しまして、それを基に作っていただくというふうな事になっております。その手引書の準備というのがちょっと遅れておりまして、まだなかなか進んでいないというのが一つ問題としてあります。それともう一つなんですが、業界、食品毎によってその手引書が出てくるという事なので、例えば、豆腐屋さんと麺屋さんが一緒に来て講習会をして、説明して終わるかというところとそういうことにならず、豆腐屋さんは豆腐屋さん用に説明しなきゃいけない。麺屋さんは麺屋さん用に説明しなきゃいけない。パン屋さんはパン屋さん用の手引き書で説明しなきゃいけないという事で、細分化されていてですね、なかなか一度に集まっていたら講習をするというのも難しい状況になっているのが現状です。それで、県の方でも、昨年からいろいろやっておるのですが、今年の場合ですと例えば飲食店の業者方に300業者の方にハガキを送りまして、恥ずかしい話なのですが、出席していただいたのが15名から20名という状況でして、なかなか出席していただけないというふうな状況があります。普及に対してはこのようないろいろな問題もあるのですが、どうにかしてHACCPというものを盛り上げていきたいとは考えております。真庭衛生課では具体的にどういう取り組みをしているかということですが、一つとすると講習会を開催していくということですが、今年度後半は月2回とか、許可の継続時に出向いて行って、講習させていただくということも行っております。それと、業者さんが少ない業種については、今さっき言いました豆腐とか麺屋さんっていうのは少ないので、職員の方から出向いて行って、家庭教師のように個別に講習を行い、その場で作っていただいて完成というふうな形にすることをこれまで二つの業種については行っています。今後も引き続き、地道な活動をしていかなければいけないと思っておりますが、何かいい発想をいただければということと、あと業界の方の集まる場所がありましたら、是非ですねお声がけいただき、その場に職員を行かせて説明しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【金田議長】ありがとうございました。はい、お願いします。

【真庭市副市長】委員じゃないと発言権がないんじゃないかと思うんですけど、控えさせていただいていたんですけど、委員の立場に立ってお話をさせていただきますと、湯原温泉病院につきましては、ここ何年か私どもも非常に課題という事で、取り組んでおります。やはり1番の課題はさきほどありましたように人口減少でサイズダウンをどうするかというような、これ一番の課題だろうということでもあります。ただ、真庭市としても北部地域の医療を守るということはこれも大きな課題であります。小さくす

ればいいという話ではないということで、そこ狭間の中で悩んでいるわけですが、ここ何年か経営改革ということでやって参りまして、今年からですね、例えば医療の話、それから例えば看護師さんの話、すべての観点で今、大阪の業者さんなんですけど、入っていただいて、そういう実際職員が、議論を始めているという状況であります。しかし方向としては、金田先生がおっしゃった正に私どももそういう方向だというふうに思っていますので、あとはどういう道筋をつけて、真庭一つの医療体系を作っていくかというふうな、同じ思いであります。ベッド数の3割削減を我々はどうするのかという問題、じゃあ業種を変えたらいいのかという問題、いろんな課題について今取り組んでいるというところであります。

【金田議長】ありがとうございました。それではさきほどご質問いただいた4つの項目の回答を以上でさせていただいたということにしたいと思います。

【小倉委員】質問があります。

【金田議長】はい、お願いします。

【小倉委員】多くの先生が今日来ておられるので、今のように県北のこれからの医療を考えた時に、湯原の病院というのは、この真庭圏域の住民の地域の医療を支える、いわゆる命綱と言ってもいいぐらい、絶対これは、これからも再編とか統合とかそういうことに巻き込まれないように、ぜひ考えていく対策をですね、国の方からどうこう指導をいただく前に、金田先生のようにいろいろと知見を幅広く持っておられる方もおられるので、この県北からのメッセージをですね、絶対どんなことがあっても守っていくんだ、そのためにどういうことを取り組んでいけばというような、官民挙げての、そういう機会を早く立ち上げていただいても、指摘があったからというのではなくて、指摘をいただく前にもう早くから手を打って、いろいろと官民一体となってこの地域医療を守るというふうな御指導を、立場上していただくようなことがどうだろうかという気もするんです。

【西田保健所長】小倉村長がおっしゃるとおりです。当然、県としても、県北地域、真庭圏域、へき地医療も含めまして、これは絶対になくしてはいけないと考えています。国の動向等も踏まえて、こちら側からも適正な評価等、要望を出していくことが必要だと思います。県とも協議し、村長が言われるような場も作ればと思います。ありがとうございます。

【金田議長】ありがとうございました。ちょっと追加で余分なことを言いますと、時代の変化は、我々の認識とすれば、今まではレゴブロック型でよかったんです。つまり、少々ちぐはぐがあっても、社会経済も良く、人口もあり、何とか成り立って来た。ところがこれからはジグソーパズルにならないといけないと言われていています。各医療機関が過不足なくきちっとはまるようなジグソーパズル型の効率的な医療提供体制を作っていく必要がある。そのためには、何がしたいか、どういう規模にしたいのかではなく、どういう内容や規模が求められるのかであり、その地域にとって過不足の

ない状況に私たち医療機関が収斂していくことによって医療機関の経営も成り立つ。人口規模というのは医療機関経営を考える上で一番重要な要素ですし、適正規模というのはそこから導き出されるものだと思います。適正な規模と役割は何かということ協議する場がやはり必要ではないかと考えます。

他に皆さんから何かありますでしょうか。あと5分あります。はい、お願いします。

【三船委員】それじゃあ、テーマがガラッと変わって、小さい話になるんですが、たばこのことで、この間、レジに並んでいましたら、前に高校を卒業したぐらいのお姉さん二人おられて、何買われるかと思ったら、ライターなんですね、二人とも。ライターか、この人ら、吸うんだなと、それからサービスエリア等でも、よく若い女性の方が吸われとるのを見かけます。それで、今日の資料の17ページの下の段のまん中あたり、禁煙分煙実施認定施設ですか、233とありますが、これはいわゆる該当する分母ですね、分母の中で233施設というのは、この県とかいろいろ比べて、真庭地域は多いのか少ないのか、そういう事が出来ているのか出来ていないのかという事と、それから内訳は19ページにありますね、たばこ対策の状況というところで、233施設はどこかというのは19ページになります。20ページの真ん中あたりに、たばこ対策として、たばこからの健康影響教育として、小中学校へ3回実施予定とありますね、それらを合わせた話なんですが、小中学校3回では、真庭市の学校全部には行き届きませんし、今日は小学校の杉本校長先生もおられるんですが、それぞれの学校でこういうことはされているんじゃないかと思います。そういう養護の先生が、県教委の指導で「禁煙教育しなさいよ」ということ、何回かの形でしとる上に、保健所からもこういう形でされるということで、私は学校の養護の先生と保健所とその、県の縦の関係じゃなくて地域の中での禁煙教育ですかね、一緒に考えられたらいいんじゃないかなと、いろいろ資料なんかもたくさん持っておられるでしょうし、そういうことを思いました。それから小中学校実施される時に、健康面から、「黒い肺、茶色な肺というのは、肺がんになりますよ」とか、そういうのは子どもはピクツとしてよく分かるんですが、もう一面法律の方のね、明示できた法律もありますが、それからあとに出てきておりました麻薬等についても。麻薬はいけないという健康面ではなくて、いわゆる法律ちゃんと含めて。案外、中学生なんかは、法律のことも頭に入るんじゃないかというような気がします。

ですからまとめていいますと、禁煙、分煙の認定というのは真庭市の状況というのはどの程度なのかということと、養護の先生と学校とこの教育について連携されるお気持ちがあるかということと、それから出かけていかれる時に指導の仕方でもうちょっとされたらどうでしょうかということ。

【金田議長】はい、ありがとうございます。じゃあ禁煙対策について。私も小学校の学校医をしていますけど、学校保健委員会が毎年2回ありますので、その点も話題にしていく必要があると思いました。

【石原保健課長】御質問、ありがとうございます。たばこ対策につきましては、健康増進法の改正もあり、今どうなっているのか、これからどうするのかっていうことだと思います。ここでお示ししております「敷地内全面禁煙実施施設」といいますのは、これは実は岡山県独自の施設の認定でした。今、健康増進法の方でいわれている施設とはまた違ってきておりまして、どちらかといいますと今までは「それぞれの施設が自主的にしてくださいね」というところで、例えば官公庁であるとか医療機関であるとか歯科医なんかもそうなんですけども、不特定の方が来るところは自主的に、手を挙げて認定手続きをしていただくってような「率先してやってくださいね」みたいな面もあったかと思えます。

ということで、分母がというところまでは正確な把握は残念ながら、持ち合わせていないところがありますが、今新しい健康増進法では、第一種施設、第二種施設という言い方があります。第一種というのが、学校、医療機関、薬局、介護老人保健施設、柔道整復師さんとかの施術所ですね。それから児童福祉法による各種施設ですね、保育所であるとか養護施設であるとか認定子ども園というような施設。それから市町村とか国・県などの行政機関の庁舎といったところです。先ほどの「今年度からその施設ですよ、ちゃんとやってくださいね、どうされていますか」ということを法律の方で上がってきたんですが、その施設数が、4月1日現在で、真庭市は総トータルしますと252、新庄村で8で、この管内としては260がその施設に第一種施設としての該当になっている状況です。ですが、今、昨年度の末時点の認定施設は、例えば飲食店もあるので、これが分母ではないです。これから第二種とか飲食店とかが入りますと、営業をやめたり、新規営業もあったりするので、そういう施設の（分母となる数を出すの）は難しいのかなというようなところがあります、というのが実情として申し上げますが、よろしいでしょうか。

それから、小中学校や教育委員会との連携を申し上げますと、今、県の事業として「たばこからの健康影響普及講座授業」、いわゆる出前講座事業が保健所にあります。対象施設は各学校で、学校の方からの要望にお応えするという形でしていますので、保健所から各教育委員会とか学校へ「今年のご要望ありますか」ということをお尋ねして申し込んでいただいています。各保健所、支所単位で3箇所ぐらいの予算が付いていますが、御要望をお聞きして、超えるようであれば、保健所の職員が所長以下、保健師や薬剤師などの職員がお応えできる場所はさせていただいています。昨年度までは薬剤師会の先生に御協力をいただいていたのの実施です。校長先生にも後で聞いていただいたらと思えますが、養護教諭の先生や学校で子どもたちの健康の授業をされている先生方と保健所の方との横のつながりの会を今持っているかという、定期的に持っているものは無いです。一緒におこなっていただいているので、今後そういう活動ができればありがたいと思っています。それから講座の内容で、保健所の方は健康面からだけだったけれども、法律も変わったことだし、社会のルールみたいなところ

も含めてはどうか問う言うことですが、細かい内容は、学校さんと御相談しながらやっておりますので、そういうことも提案して学校の方で「じゃあこの話を」っていうところを進めていけたらと思っております。お答えになりましたでしょうか。

【金田議長】ありがとうございました。

【杉本(智)委員】それでは小学校の方から少し今の質問に絡みまして、お答えになるかどうかわかりませんが、小学校では5年生と6年生に保健体育の授業ということで、主に薬物等の授業につきましては6年生の授業内容に入っております。米来小学校でも5年生が「非行防止教室」、6年生が「薬物乱用防止教室」ということで、毎年警察の暮らし安全課でしたかね、その方から講師に来ていただきまして、子供たちに講義をしていただいております。特にさきほどのたばこの件につきましても、薬物のところで触れられているように思います。米来小学校だけじゃなくて、私が今まで行って来た学校につきましても、同じような取り組みをしている学校が多いと思います。学校保健委員会等も含めまして様々なところで連携しながら、子供たちには薬物であるとか、非行防止であるとか、そういう面の教育はしております。ちょっと中学校の方では多分、保健体育の授業は同じようにあると思いますので、小学校よりはレベルアップしたような内容を、同じようにどの子にもそういう教育はしていると思っております。どこと連携しているかというところはそれぞれの学校によって違います。保健所だったり、警察だったり、担任が主にしてしまったりとか、そういう学校事情によって連携しているかどうかというのは、それぞれの学校に任されております、以上です。

【金田議長】ありがとうございました。以上でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。委員の皆様には、それぞれのお立場から貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。予定の時間を少し超過いたしました事をお詫び申し上げます。本日予定していた議題、議事は終了いたしました。マイクを事務局にお返しいたします。皆様、ありがとうございました。

【事務局】金田副会長には、円滑に議事を進行していただき、大変ありがとうございました。委員の皆様には大変貴重な御意見を賜り、厚くお礼を申し上げます。

なお、冒頭に申し上げましたとおり、今回の会議資料及び議事録等につきましては、後日県ホームページ上に掲載させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、金田副会長から閉会の御挨拶を頂戴したいと思います。

【金田副会長】皆様、ありがとうございました。大都市の未来が地方都市にあり、地方都市の未来が田舎・真庭にある。時代の最前線、人口減少新時代の最前線が真庭。私たちは犠牲者でも被害者でもありません。太田市長がいつも言われるように、私たち真庭は新時代の先駆者なのです。

西田保健所長と私たちが力を合わせて、新たな真庭の将来の像を描いていきたいと思っておりました。皆様、誠にありがとうございました。

【事務局】ありがとうございました。これを持ちまして、「令和元年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会」を閉会いたします。委員の皆様には、引き続き今後も御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

では、お忘れ物がございませんようお確かめの上、気をつけてお帰りください。本日は大変ありがとうございました。

【全員】ありがとうございました。